

ニセコ町国民健康保険税条例の一部改正する条例(案) についての意見募集結果

令和7年(2025年) 2月27日

ニセコ町国民健康保険税条例の一部改正する条例(案)について、このほどニセコ町まちづくり基本条例の規定に基づき、みなさんから意見の募集を行いました。

寄せられたご意見と、ご意見に対する町の考え方を以下のとおりみなさんにお知らせします。

■意見の受付期間: 令和7年2月12日(水)から令和7年2月25日(火)まで

寄せられたご意見	意見: 今回ニセコ町独自の措置として、「子育て支援の充実を図る取り組みの一環として、子どもを扶養する世帯の経済的負担軽減のため、18歳未満の子どもにかかる国民健康保険税(均等割額)を全額免除(条例附則 第24条)」とすることについて、評価し賛同するものです。
ご意見に対する町の考え方	回答(税務課): 今回の国民健康保険税条例の改正内容について、評価とご賛同をいただきありがとうございます。 本町では、子どもたちが生きいきと健やかに育つことができるまちづくりは、最も重要な取り組みの一つと考えています。そのため、子育て支援は今回の条例改正も含め、時代の流れに柔軟に対応しながら、なるべく継続して行えるよう、役場の部署の垣根を越えて様々な方法で今後も取り組みを進めます。 また、子育て支援も含め、まちづくりを進めるうえでは町民のみなさんとの議論が欠かせません。今後ともお気づきの点がありましたらいつでもご意見をお寄せいただくとともに、様々な機会に議論にご参加いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

<国民健康保険の制度について>

ニセコ町保健福祉課保健医療係 TEL0136-44-2121 fukushi@town.niseko.lg.jp

<国民健康保険税について>

ニセコ町税務課税務係 TEL0136-44-2121 zeimu@town.niseko.lg.jp